



ウエストロー・ジャパン&トムソンロイター・マーケッツ共催 リーガルセミナーのご案内

2時間で分かる!企業にとっての債権法改正と消費者契約法改正

一本国会に提出予定の債権法改正法案の要綱を徹底解説し、消費者契約法改正の最新動向を紹介する一

講師 森・濱田松本法律事務所 弁護士 児島 幸良 / 村田・若槻法律事務所 弁護士 足立 格

いよいよ債権法改正法案が本年の通常国会に提出予定です。それに先立ち、本年2月中には改正要綱が公表されるものと思われます。当初に比べれば改正される論点の数は減少しましたが、それでも企業実務にとって注目すべき論点はいくつも存在します。本講演では、債権法改正の議論に精通した講師らが、企業にとっての改正要綱の重要ポイントを基礎から分かり易く解説した上で、これらの論点について結局何が変わるのか実務への影響を摘示致します。なお、本講演までに改正法案が公表されていた場合には、そちらをベースと致します。また、企業のBtoCビジネスに影響のある消費者契約法も改正されようとしており、来年の国会に消費者契約法改正法案が提出される可能性があります。本講演では、消費者庁受託研究「平成23年度消費者契約法(実体法部分)の運用状況に関する調査研究報告」を担当し、同法にも精通している講師らが、消費者契約法改正の最新動向を債権法改正や集合訴訟制度との連携も踏まえて紹介します。

日 時	2015年3月4日(水) セミナー 14:30~17:00(14:00開場)
会 場	トムソン・ロイター赤坂オフィス セミナールーム 東京都港区赤坂 5-3-1 赤坂Bizタワー30階 http://www.biztower.net/access/img/access.pdf
主 催	ウエストロー・ジャパン株式会社
定 員	50名 申込み多数の場合は、抽選の上、抽選結果をご登録のメールアドレスにお送り致します。
申 込 先	Webサイトよりお申し込みください。 http://www.westlawjapan.com/event/seminar/141127.html
参 加 費	無料

本セミナーは、企業の法務・コンプライアンス・リスク管理・M&A・海外事業等のご責任者ならびに実務で担当者を対象としています。個人のお客様や同業者(社内弁護士を除く)の方につきましてはご参加をお断りしますので、予めご了承ください。応募多数の場合は抽選にて決定しますが、抽選の際は、一社につき2名様までとさせていただきます。

プログラム

- 14:30~15:20 債権法改正の企業にとっての重要論点1(定型約款、保証、債権譲渡)
- 15:20~15:35 【製品紹介】大型の法令改正に備えてWestlawで社内の手間を省力化!
- 15:35~15:50 コーヒーブレイク
- 15:50~16:20 債権法改正の企業にとっての重要論点2(消滅時効、各種契約)
- 16:20~16:50 消費者契約法改正の最新動向
(消費者概念の在り方、勧誘要件の要否・在り方、不当勧誘行為の一般規定、不当条項リストの追加、約款規制)
- 16:50~17:00 質疑応答

プログラム内容・時間は都合により変更される場合があります。



ウエストロー・ジャパン&トムソンロイター・マーケッツ共催 リーガルセミナーのご案内

2時間で分かる!企業にとっての債権法改正と消費者契約法改正

一本国会に提出予定の債権法改正法案の要綱を徹底解説し、消費者契約法改正の最新動向を紹介する

講師 森・濱田松本法律事務所 弁護士 児島 幸良 / 村田・若槻法律事務所 弁護士 足立 格

プログラム

- 14:30~15:20 債権法改正の企業にとっての重要論点1(定型約款、保証、債権譲渡)
- 15:20~15:35 【製品紹介】大型の法令改正に備えてWestlawで社内の手間を省力化!
債権法の改正は、いうまでもなく、大きなものです。
それに対応するためのリソースは、少しでも多く確保できるにこしたことはありません。
電子の情報でできることは、電子の情報で。改正されたタイミングから、関係する雑誌記事まで、
自動化できるところはWestlawで自動化しましょう。
- 15:35~15:50 コーヒーブレイク
- 15:50~16:20 債権法改正の企業にとっての重要論点2(消滅時効、各種契約)
- 16:20~16:50 消費者契約法改正の最新動向
(消費者概念の在り方、勧誘要件の要否・在り方、不当勧誘行為の一般規定、
不当条項リストの追加、約款規制)
- 16:50~17:00 質疑応答

(プログラム構成・内容は変更となる場合があります。予めご了承ください)

講師紹介

森・濱田松本法律事務所

弁護士 児島 幸良 (こじま ゆきな)

京都大学法学部卒業、同大学院法学研究科修士課程修了。1997年弁護士登録。2002年アメリカ合衆国ハーバード・ロースクール卒業。2003~04年金融庁総務企画局企画課出向(金融法、会社法担当)。2008年日本監査役協会、ケース・スタディ委員会専門委員。2009年~早稲田大学大学院法務研究科教授(金融法、企業法、民法担当)。2010年~中央大学法科大学院兼任講師(企業金融と法)。2010年特定非営利活動法人証券・金融商品あっせんセンターあっせん委員。日本証券業協会外務員等規律委員会委員。2010年法務省委託調査研究(受託者:株式会社商事法務)新種契約についての裁判例の動向に関する調査研究。2011年東京三弁護士会金融ADRあっせん人・仲裁人。2012年消費者庁受託研究(受託者:株式会社商事法務)平成23年度消費者契約法(実体法部分)の運用状況に関する調査研究報告。金融法務(金融取引法及び金融規制法)、消費者関連法、コンプライアンス、会社法、危機管理等を主たる業務分野としている。

村田・若槻法律事務所

弁護士 足立 格 (あだち いたる)

平成14年東京大学法学部卒。平成15年弁護士登録、森・濱田松本法律事務所入所。平成22年中央大学法科大学院兼任講師、早稲田大学法科大学院寄附講座講師、一般社団法人保険オンブズマン紛争解決委員。平成26年一般社団法人日本少額短期保険協会諮問委員。平成27年村田・若槻法律事務所入所。2010年法務省委託調査研究新種契約についての裁判例の動向に関する調査研究。2012年消費者庁受託研究平成23年度消費者契約法(実体法部分)の運用状況に関する調査研究報告。主な著書・論文として、「民法(債権関係)改正と銀行実務への影響」(銀行実務連載)、「民法(債権関係)改正と信用金庫への影響」(信用金庫連載)、「民法改正『中間試案』全テーマ解明 徹底解説!企業法務に関する36テーマ」(ビジネス法務、2013年)、「『約款』特別企画債権法改正の中間試案に向けて(上)」(金融法務事情、2012年)ほか多数。

ウエストロー・ジャパン株式会社

コンサルティンググループ マネージャー 上田 茂斉 (うえだ しげなり)
法律事務所、大手企業、官公庁、大学・法科大学院を対象に〈Westlaw Japan〉および〈Westlaw International〉を中心に据えたリーガルリサーチ関連の講習及びトレーニングセミナーを担当。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細: www.westlawjapan.com お問い合わせ: info@westlawjapan.com 0120-100-482 (月~金 9:00~18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS



WLI136_201409_FD